日本土壌微生物学会ウェブサイトにおけるバナー広告掲載規定

(趣旨)

第1条 この規定は、日本土壌微生物学会(以下、本学会)のウェブサイトに掲載するバナー広告(本学会のウェブサイトに掲載する画像のうち、広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。以下、広告)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責任)

第2条 広告の内容に対する責任は広告主が負うものとし、本学会は広告の内容に関する一切の 責任を有しない。

(手続き)

- 第3条 広告掲載を希望する広告主は、本学会所定のバナー広告掲載申込書及び広告原稿を学会 事務局に電子メールの添付ファイルとして提出することとする。ただし広告掲載は1広告主につ き1広告とする。
- 2 本学会事務局(以下、事務局)は本規定に基づいて申込内容を審査し、その結果を学会長および副会長に報告する。
- 3 学会長及び副会長は掲載の可否を決定し、その後、幹事会で経過を報告する。
- 4 掲載可否の決定後、事務局は申込者に対し広告掲載承諾(不承諾)通知書を送付する。
- 5 掲載承諾通知書を受けた広告主は速やかに広告掲載料を支払い、これを事務局に報告する。
- 6 事務局は掲載料支払いを確認した後、速やかに広告を掲載する。

(広告の掲載料・掲載期間)

- 第4条 広告掲載料は、1広告あたり5,000円/月とし、契約は1ヶ月を単位とする。
- 2 本学会賛助会員は、同3,000円/月とする。
- 3 広告掲載料は、いかなる事由があっても一切返還しない。
- 4 掲載期間終了1週間前までに、広告主は継続希望の有無をメールにて事務局に連絡することとする。継続を希望する場合は、新たな広告掲載期間をメールにて事務局に連絡するとともに、現契約期間終了までに次の広告掲載料を支払うものとする。

(広告の掲載位置)

- 第5条 広告の掲載位置は、本学会ウェブサイトのトップページ左サイドメニュー下とする。
- 2 掲載を希望する広告が複数の場合は、広告は申込み順に縦に配置するものとする。

(バナーの規格)

- 第6条 広告原稿に用いるバナーの規格は、次のとおりとする。
- (1) サイズは縦60ピクセル×横170ピクセルとし、必要に応じて事務局がサイズを変更する。

(2) ファイル形式はjpgなどの静止画像とし、Flash等を用いたリッチメディアバナーは掲載しない。

(広告内容の制限)

第7条 広告に表示される画像およびリンク先の内容が以下のいずれかに該当すると判断される ものについては掲載しない。

- (1) 法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの。
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの。
- (3) 財産権(知的財産権を含む)、名誉又は、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのあるもの。
- (4) 責任の所在が不明確なもの。
- (5) 本会活動の趣旨に対し、品位を損なうおそれのあるもの。
- (6) その他、幹事会が広告として不適切と判断したもの。

(変更)

- 第8条 広告主は、広告のリンク先の変更を希望する場合は、事前に事務局に連絡しなければならない。
- 2 広告主が広告の内容を変更する場合は、変更内容について事前に事務局に連絡しなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載期間中に広告掲載を取り止めようとする場合には、事前に事務局に対し書面をもって連絡しなければならない。

(中止等)

- 第9条 事務局は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができるものとする
- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 本規定に違反したとき。
- (4) その他、幹事会が広告掲載を不適切と認めたとき。

(禁止行為)

- 第10条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (2) 自動的に他のウェブサイトに飛ばす設定を行うこと
- (3) 広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させること
- (4) その他、幹事会が広告主として不適切と認める行為

(免責事項)

第11条 本学会は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合において も、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないも のとする。

2 本学会は、広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により申込者が損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 本規定に定めのない事項については、その都度、広告主と事務局が協議することとする。

(付則)

- 1. 本規定は、幹事会において変更することができる。
- 2. 平成28年6月12日から施行する。